

溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載事業社会実験実施仕様書

1 目的

この仕様書は、溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載事業社会実験の実施にあたって必要な条件等を定めるものである。

2 広告の掲載

(1) 溝口駅南口広場総合案内板の位置等

広告を掲載する総合案内板の位置等は、次のとおりとする。ただし、溝口駅南口広場整備上の都合により位置が変更となる場合もある。

設置場所	種類	サイズ	台数
①溝口駅南口広場 JR側 (川崎市高津区溝 口1丁目1) ※別紙配置図参照	溝口駅周辺案内サイン	W1,200×H2,000mm	1台
	高津区広域案内サイン	W700×H2,000mm	1台
	高津区の魅力発信サイン	W700×H2,000mm	1台
	高津区の取組み発信サイン	W700×H2,000mm	1台
	誘導サイン	W350×H2,000mm	1台
②溝口駅南口広場 東急側 (川崎市高津区溝 口1丁目1) ※別紙配置図参照	溝口駅周辺案内サイン	W1,200×H2,000mm	1台
	高津区広域案内サイン	W700×H2,000mm	1台
	高津区の魅力発信サイン	W700×H2,000mm	1台
	高津区の取組み発信サイン	W700×H2,000mm	1台
	誘導サイン	W350×H2,000mm	1台

(2) 広告掲載の範囲

別紙「溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載ガイドライン」(以下、「広告掲載ガイドライン」という。)に定める範囲に表示すること。

(3) 広告内容

ア 掲載する広告は、広告掲載ガイドラインに規定する景観への対応、交通安全の確保及び市民への対応の基準を遵守するとともに、総合案内板の管理者が実施する自主審査を受けるとすること。また、川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守し、川崎市広告掲載基準に規定する規制業種に抵触するものは掲載できないものとする。

イ 広告募集にあたり、広告主に川崎市が広告を募集しているような誤解を与えないようにすること。

ウ 広告募集及び内容に関する一切の責任及び費用は、広告事業者が負うこと。

3 広告の掲載

(1) 掲載方法

広告の掲載方法は、アルミ板へのシート貼りを基本とするが、川崎市と広告事業者で協議を行った上で変更することもできるものとする。また、容易に動かないように確実に固定するとともに、事故防止のために必要な安全対策を講じること。

(2) 撤去方法

契約期間が終了した時、又は、契約を解除した時は広告を撤去し、原状回復を行うこと。なお、広告掲載の方法を変更した場合は、当該部分についても原状回復を行うこと。

(3) 費用負担

広告の掲載及び撤去に係る一切の費用は、広告事業者の負担とすること。

4 維持管理

(1) 広告掲載に関する問合せに対しては、広告事業者の責任において対応すること。

(2) 総合案内板の地図等の案内表示に変更等があった場合は、川崎市と広告事業者で協議を行った上で、その都度指示に基づき案内表示の更新を行うものとし、軽易な変更等については、シールの貼付等により適宜対応すること。なお、案内表示の更新及びシールの貼付等に係る一切の費用は、広告事業者の負担とすること。

(3) 落書き等により案内表示又は広告等に支障が発生した場合は、速やかに対応し、その際の費用は広告事業者が負担すること。

5 その他

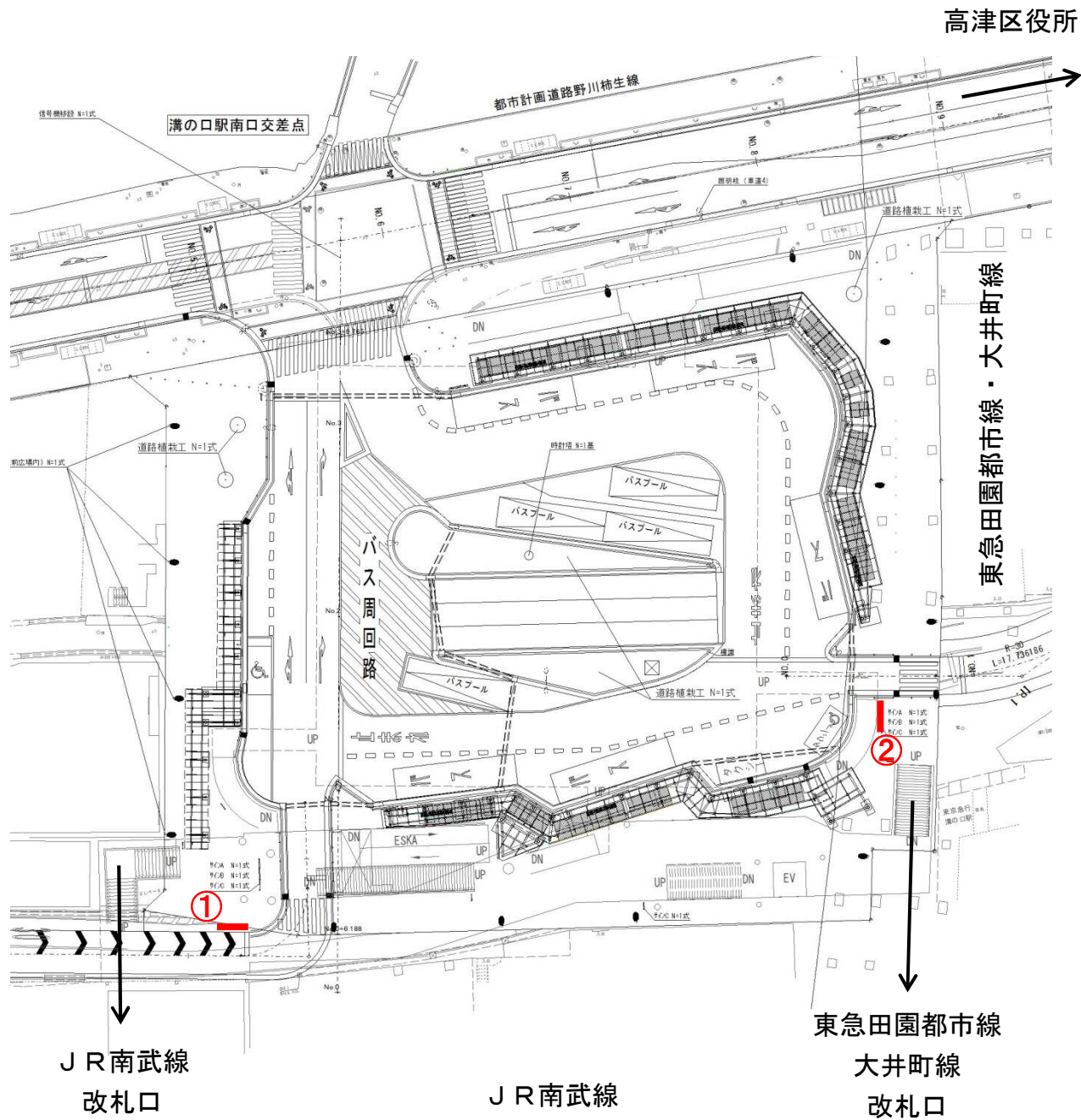
(1) トラブル対応等

広告掲載事業社会実験に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、広告事業者の責任及び負担において解決すること。

(2) 定めのない事項

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、川崎市と広告事業者がその都度協議して定めるものとする。

別紙配置図（溝口駅南口広場）



総合案内板： —